

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策グループ） (06-6208-9637)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	マンション建替事業における決算報告書の承認
概要	マンションの建替え等の円滑化に関する法律は、複数の区分所有者が存在するマンションの建替えを円滑に進めるため、建物の区分所有等に関する法律に基づいて管理組合の集会において建替えの実施を決定（建替え決議）した後の具体的な建替事業の主体や事業方法等について規定したものです。 この法律において、建替事業に係るマンション建替組合の清算事務の終了に伴う決算報告について必要な手続を定めており、清算人は、清算事務が終了したときは、遅滞なく決算報告書を作成し、これについて市長の承認を得た後、組合員に報告しなければならないとされています。
根拠法令等 及び条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第42条 マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則第21条
審査基準	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 (決算報告) 第四十二条 清算人は、清算事務が終わったときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより（マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則第21条）、決算報告書を作成し、これについて都道府県知事等の承認を得た後、これを組合員に報告しなければならない。
標準処理期間	おおむね20日間
経由日数	なし
提出先	都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策グループ）
提出時期	建替事業の進捗に応じて随時
提出方法	承認申請書、決算報告書及び添付書類を都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策グループ）へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策グループ）
ホームページ	
備考	